

三郷市企業等との連携協定に関するガイドライン

令和5年11月24日 策定

1 企業等との連携とは

企業等との連携とは、これまで行政主体で行ってきた公共サービスを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものです。手法としては、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI、協定などがあり、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できます。

このことから、地域の様々な状況・課題に対応するため、各地域の実情に合わせた連携事業が全国で検討・実施されています。

2 本ガイドラインの目的

本市が多様化・複雑化した市民ニーズに応え、効率的かつ効果的に自治体運営を進めていくためには、株式会社等の企業、学校法人、NPO 法人、国または地方公共団体、その他団体(以下「企業等」という。)とのパートナーシップによる協働のまちづくりが重要となります。

本ガイドラインは、このような取組を進めるにあたり、企業等と本市の関係性を積極的かつ適切に構築していくため、連携協定に関する基本的な考え方や手続きについて定めるものです。

3 連携の方法

(1)包括連携協定

多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定

(2)個別連携協定

特定分野の取組を実施するために締結する協定

(3)協定によらない個別連携

連携協定の締結以外の合意に基づいて実施する取組

4 連携の分野

包括連携協定等を締結するにあたっては、本市が推進するべき施策として、以下に掲げる分野を含めた取組を連携事項として協定に規定するものとします。

【分野】

(1)防災・防犯

(2)こども・子育て支援

(3)教育

(4)環境

(5)商業・工業・農業

(6)産業・観光

- (7)文化・芸術・スポーツ
- (8)健康・福祉
- (9)行政経営
- (10)その他必要な分野

5 連携の要件

企業等との連携にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1)地域・社会課題の解決や市民サービスの向上を市と共通目標として捉え、その目標に向けて自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2)本ガイドラインに基づき、継続的かつ積極的に連携事業を実施できる事業者であること。
- (3)以下に該当しない事業者であること。
 - ①会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
 - ②三郷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成7年告示第24号)に基づく入札参加停止の期間中である団体
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団または暴力団員との関与が認められる団体
 - ④その他連携の対象としてふさわしくない団体

6 本市の考え方

- (1)取組の実現に向け、本市からの一方的な要請ではなく、企業等のメリットについても配慮し、対等な関係での連携を目指します。
- (2)協働でのまちづくりの活性化につなげるため、企業等に本市の課題について共有し、有効性のある取組となるような連携を目指します。
- (3)本市における地域課題や過去の取組状況などを考慮し、事業の実現性についてあらかじめ確認します。
- (4)連携により企業等が実施する活動が利益確保に偏重したものにならないように留意します。
- (5)本市の費用負担は、原則として無償とします。費用負担が伴う場合は、法令等に基づき、適正な手続きを経て行います。
- (6)事業の進捗状況については、定期的に確認をします。
- (7)本市と企業等との連携協定の締結状況については、原則としてホームページ等においてその内容を公表します。

7 担当窓口

企業等との連携に関する相談などには、取組分野に係る担当課と企画政策課で次のように分担します。

取組分野に係る担当課が不明な場合については、企画政策課へご相談ください。

		個別連携協定		包括連携協定		協定によらない個別連携	
		担当課	企画政策課	担当課	企画政策課	担当課	企画政策課
事前 協議	提案受付	○			○	○	
	内容の確認及び協議	○		○	○	○	
協定 締結	協定の締結	起案		合議	起案	—	—
	公表(HP、記者提供など)	○			○	—	—
事業 実施	事業の実施	○		○		○	
	事業の進捗管理	○		○		○	

※上記については、基本的な担当窓口であるため締結内容によっては別途調整する。